

「令和の日本型学校教育」を推進する
地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議

大阪府箕面市の取組

令和4年(2022年)3月7日



大阪府箕面市の概要

● 人口：約13万9千人
(うち0~18歳：約2万7千人)

● 面積：4,790ha

● 市制施行：昭和31年

● 小・中学校の状況 (市内公立)

	学校数	児童生徒数
小学校	14校	8,888人
中学校	8校	3,801人
計	※ 20校	12,689人

※施設一体型小中一貫校(2校)を含む
※令和4年(2022年)1月1日現在

大阪市内から
電車・車で20分の好立地



緑豊かな街並みが魅力の住宅都市

住みよさ
ランキング 7年連続 大阪府内 第1位



市街地から山並みを望む



名瀑「箕面の滝」は
関西の奥座敷と言われる
紅葉の名所
(明治の森国定公園内)

当時の首長の疑問



教育委員会制度は尊重する。だが、
正しく機能していると言えるのか？

行政機関として「普通」の判断
が素早く的確にできているか？

切実感・緊迫感を持って活動や
業務を行っているのか？

確立した指揮・命令系統は存在
するのか？

……➤ 組織ごとに見てみると…

教育委員会

諮問に応じるだけの審議会の
ようになっていないか？

委員が評論家のようになって
いないか？

決断(選び、捨てること)
ができているか？

事務局

指導主事は学校現場の実態
を重視しすぎていないか？

指導主事と行政職員両者に
会話が成立しているのか？

学校と意思疎通できている
のか？

「子ども中心」と言いつつ、
大人の事情を優先して
いないか？

学校

管理職はマネジメントが
仕事であることを理解して
いるのか？

教職員は「チーム学校」の
一員という自覚はあるか？

世の中と同等の仕事環境は
整っているのか？

→ そして、決意。



教育委員会が本来の役割を発揮し、各小中学校、そして教職員・スタッフが一丸となって、子どもたちの成長を強かにドライブできるよう、様々な改革に取り組むべきだ！

1. 機動力のある教育委員会をめざして

(1-1) 教育委員の公募

(1-2) 形式的では無い実効性のある活動

2. 教育委員会事務局体制の強化

(2-1) 組織の一元化（教育と福祉の融合）

(2-2) 行政職員を学校管理職に登用

(2-3) あらゆる課題に順応できる事務局組織へ（多様な職種の配置）

3. 経験や勘に頼らないエビデンスに基づく教育施策展開

(3-1) 客観的データを教育活動に反映
（箕面子どもステップアップ調査）

(3-2) 貧困の連鎖の解消のためのデータベース化
（子ども成長見守りシステム）

4. 学校運営支援のために教育委員会が果たすべき役割

(4-1) 教員の仕事の軽減などの学校支援

(4-2) 学校の人事体制の改革
（真に子どもたちのための学校体制づくり）

5. そして、これらを実現するために ～教育委員会と首長が成すべきこと～

(5-1) 「子育てしやすさ日本一」から
「子育て・教育日本一のまちづくり」へ

(5-2) 総合教育会議で「予算」と「中身」の
方向性の共有

1. 機動力のある教育委員会をめざして

(1-1) 教育委員の公募

平成24年11月

保護者や子どもに係る地域団
体で活動していることを条件に
委員を公募

平成25年4月

保護者4名、委員長、教育長の
保護者中心の新体制がスタート



(平成25年4月1日時点の教育委員会委員長、委員、教育長)

保護者等が中心となる
委員構成により、当事
者目線で学校園所等へ
の助言・指導を行う体
制づくり

高い当事者意識に基づく
課題の早期発見や、**時代の
変化に応じた教育施策**の
展開など、箕面市全体の
教育力を高める

1. 機動力のある教育委員会をめざして (1-2) 形式的では無い実効性のある活動



活動内容

- 教育長、委員及び事務局職員幹部との間で、教育課題に関する意見交換を毎週実施
- 教育、保育の現場を視察し、現場の教員、職員と懇談

効果

- 現実的な保護者感覚として、切実感のある、問題意識を色濃く反映する機動的な教育委員会に。
- 多くの子育て世帯の声や悩みをスピード感を持って施策に反映

具体例

- 外国人の英語指導助手の配置により幼稚園、小学校からの英語教育を実施
- 児童生徒1人1台のタブレット配置（GIGAスクール事業の前倒し実施）
- コロナ禍におけるオンライン授業の実施
- 一時預かり保育サービスの実施

2. 教育委員会事務局体制の強化 (2-1) 組織の一元化 (教育と福祉の融合)

箕面市では、平成17年、平成28年、平成30年の3度にわたり、組織を改編しました。
そのねらいは、市長部局と教育委員会に分かれていた**子ども関連の施策**を教育委員会に**一元化**することです。
(幼稚園・小中学校が教育委員会固有の事務のため、市長部局への一元化はできない。一元化が可能なのは教育委員会のみ。)

平成17年4月

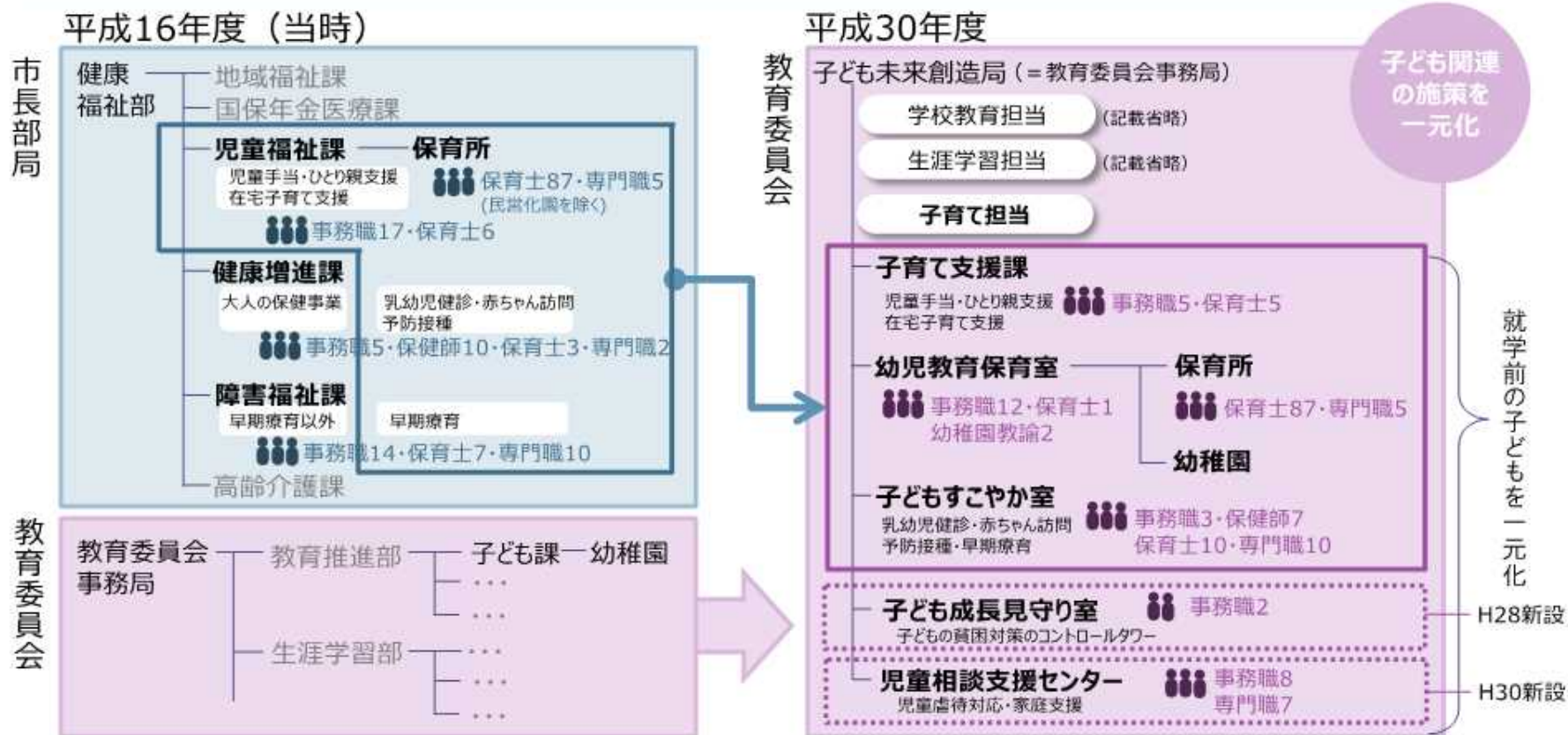
保育所、子育て支援センター、
児童手当業務を市長部局から
教育委員会に移管。

平成28年4月

教委に「子どもすこやか室」を設置、
母子保健事業を市長部局から
教育委員会に移管。

平成30年4月

児童虐待に特化した組織「児童相談
支援センター」を創設、教育委員会の
子育て担当部門に位置付け。



箕面市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則

(2-1) 組織の一元化(教育と福祉の融合)

平成十七年三月三十一日
規則第三十一号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百八十条の二の規定に基づき市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任し、若しくは教育委員会事務局の職員に補助執行させ、又は福祉事務所長(箕面市福祉事務所設置条例(昭和三十一年箕面市条例第三十五号)により設置された箕面市福祉事務所の所長をいう。)の事務の一部を教育委員会事務局の職員に補助執行させることに必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第二条 教育委員会に次に掲げる事務を委任する。

- 一 教育委員会の所管する事務に係る別表第一に掲げるもの
- 二 放課後児童健全育成事業に関すること。
- 三 母子保護の実施に関すること。
- 四 助産の実施に関すること。
- 五 母子福祉及び父子福祉に関すること(第四条第一号に掲げる事務を除く。)
- 六 母子・父子福祉団体に関すること。
- 七 地域の子育て支援に関すること。
- 八 子ども相談に関すること。
- 九 要保護児童対策地域協議会に関すること。
- 十 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等及び認可外保育施設に関すること。
- 十一 母子保健(未熟児の養育医療の給付等に関する事務を除く。)及び母性に関すること。
- 十二 乳児家庭全戸訪問事業に関すること。
- 十三 予防接種法(昭和三十二年法律第六十八号)第二条第二項各号に掲げる疾病に係る予防接種に関すること。
- 十四 早期療育に関すること。
- 十五 総合保健福祉センター分室に関すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成十二年大阪府条例第八号)第二条第二項(第五号から第七号まで及び第九号を除く。)及び第十一条第三項(第四号から第六号まで及び第九号を除く。)の規定により本市が処理することとされた事務に関すること。
- 十七 保育に係る費用の徴収に関すること。
- 十八 前号に掲げるもののほか、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に基づく費用の徴収に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する事務に関すること。

(市長の事務の補助執行)

第三条 次に掲げる市長の事務は、教育委員会事務局の職員による補助執行とする。

- 一 教育委員会の所管する事務に係る別表第二に掲げるもの
- 二 総合教育会議に関すること。
- 三 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- 四 箕面市サル餌やり禁止条例(平成二十一年箕面市条例第五十号)に基づく過料に関すること。
- 五 障害児通所支援に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する事務に関すること。

(福祉事務所長の事務の補助執行)

第四条 次に掲げる福祉事務所長の事務は、教育委員会事務局の職員による補助執行とする。

- 一 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関する相談に関すること。

(権限委任の留保)

第五条 市長は、特に必要があると認めるときは、教育委員会と協議をして第二条の規定により委任した事務を自ら行うことができる。

(協議)

第六条 教育委員会は、委任に係る事項のうち特に重要な事項を執行する場合は、市長と協議しなければならない。

2. 教育委員会事務局体制の強化 (2-2) 行政職員を学校管理職に登用

ねらい

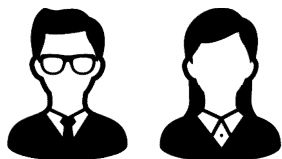
教育委員会が、学校現場の抱える諸課題への理解を深めるとともに、それぞれの学校運営の実情に即した学校支援を強化する。

教育委員会と学校現場が、相互に意思疎通を深め、学校教育課題に対する共通理解のもと、一丸となって実情に即した教育施策を展開する。

各学校が、教育委員会の教育政策や市全体の方向性への理解を深めるとともに、学校現場の組織経営の視点を高め、組織的・機動的な体制作りを強化する。

内容

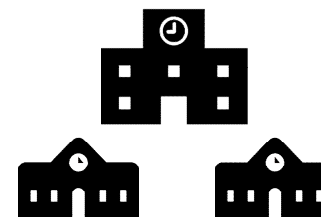
平成24年度から実施。今年度で10年目



校長、副校長
(市費負担)



事務職員
(市費負担)
※当初のみ配置



小学校2校 中学校1校

管理職には課長級以上の職員を配置
在職期間：3～4年

2. 教育委員会事務局体制の強化 (2-2) 行政職員を学校管理職に登用

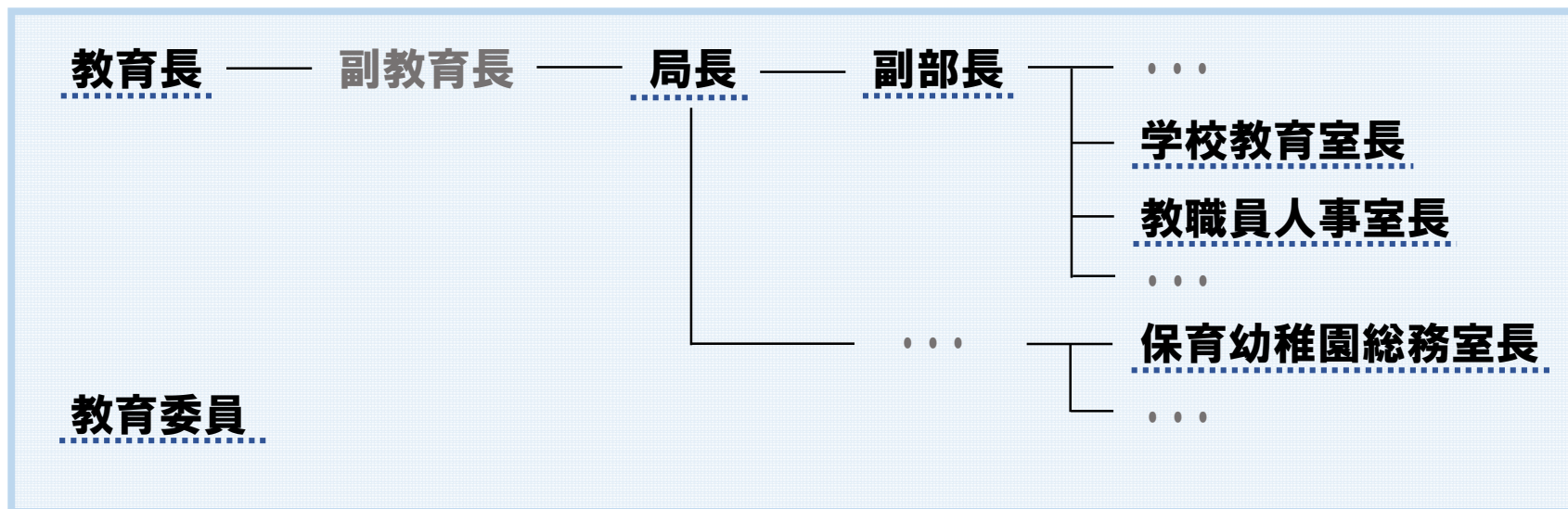
効果 当初のねらいは一定達成

- さらに、新たな発見と学校運営の在り方の見直しを推進
- さらに、経験を活かして事務局機能を強化
- 延べ16人うち9人が現在教育委員会事務局配属

多くの職員が後に主要ポストに

例(R3年度)：教育長、局長、副部長、学校教育室長
教職員人事室長、保育幼稚園総務室長
教育委員

箕面市教育委員会・教育委員会事務局



2. 教育委員会事務局体制の強化

(2-3) あらゆる課題に順応できる事務局組織へ (多様な職種の配置)

多様な職員の登用

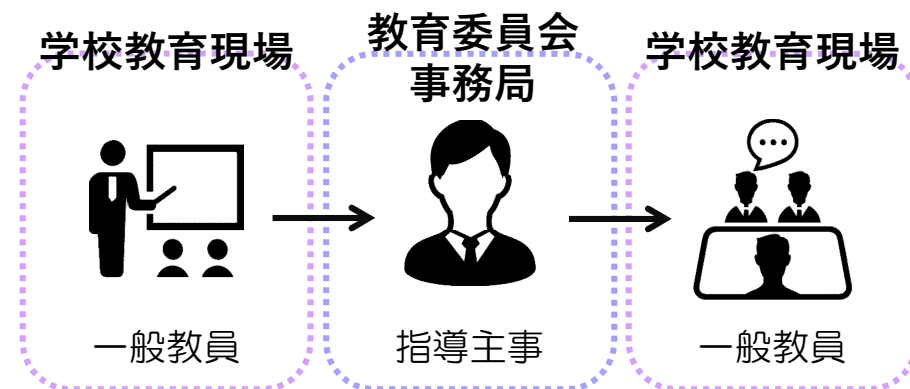
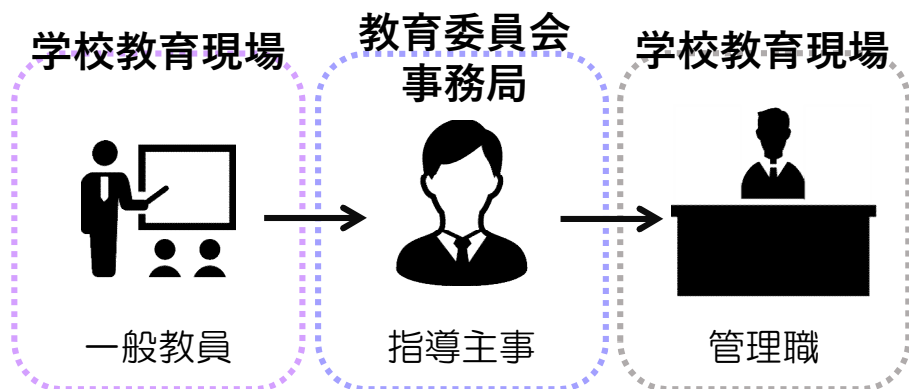
学校事務職員を事務局に配属

室には行政職と教員を混在して配置

人事交流

「事務局・学校」双方の組織力の向上

文部科学省・社会福祉協議会など



「指導主事→管理職」の幹部候補生コースだけでなく、若手の教員に事務局を経験させ一般教員として現場へ戻すコースも

3. 経験や勘に頼らないエビデンスに基づく教育施策展開

(3-1) 客観的データを教育活動に反映 (箕面子どもステップアップ調査)

箕面市では、平成24年度から、小学1年生～中学3年生まで**全9学年**で、**毎年**、子どもたち一人ひとりの状況を全方面（学力・体力・生活）について調査・把握しています。

この調査があるからこそ、支援の効果を「学力」や「生活状況」の定量的な『変化』で客観的に測ることができます。

ステップアップ調査の実施学年と調査項目

		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生
		(小1)	(小2)	(小3)	(小4)	(小5)	(小6)	(中1)	(中2)	(中3)
学力調査	全国学力学習状況調査						● 2教科			● 3教科
	学力調査	● 2教科	● 2教科	● 4教科	● 4教科	● 5教科	● 5教科	● 5教科	● 5教科	
	英語能力判定テスト									●
体力調査 (●は全国調査に参加)		● 3種目	● 3種目	● 3種目	● 5種目	● 8種目	● 8種目	● 8種目	● 8種目	● 8種目
生活状況調査		●	●	●	●	●	●	●	●	●

●市の独自調査

生活状況調査 (2018年12月実施)
肯定率の偏差値平均



調査項目 ↓

- ① 家族のささえ
- ② 友達のささえ
- ③ 先生のささえ
- ④ 成功体験と自信
- ⑤ 充実感と向上心
- ⑥ 感動体験
- ⑦ 他者からの評価
- ⑧ 規範意識
- ⑨ 思いを伝える力
- ⑩ 問題解決力
- ⑪ 社会参画
- ⑫ 学級の規範意識
- ⑬ 学級の絆
- ⑭ いじめのサイン
- ⑮ 対人ストレス
- ⑯ 生活習慣
- ⑰ 学習習慣

(分析の一例)

生活状況調査の肯定率を生活困窮世帯の子どもとそれ以外の世帯の子どもで比較

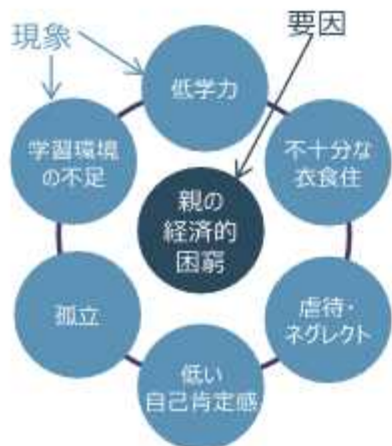
- ・朝食を食べているか
- ・朝は自分で起きられるか
- ・学校に持っていくものを前日に確かめているか
- ・毎日同じくらいの時刻に寝ているか
- ・一日の遊ぶ時間を決めているか
- ・帰宅後に友だちと遊ぶことがあるか (その時は外で遊ぶか家で遊ぶか)

3. 経験や勘に頼らないエビデンスに基づく教育施策展開

(3-2) 貧困の連鎖の解消のためのデータベース化（子ども成長見守りシステム）

これまでの箕面市では、子どもの情報も、子どもの家庭に関する情報も、各学校や行政の様々な部署に散在していました。子どもたち一人ひとりを大人になるまで見守り続けるためには、散在する情報を集約し、子ども個人に結びつけ、その情報を過去分から蓄積し、変化を追跡できるデータベースの構築が必要でした。

情報には、①親の経済的困窮を推定できる情報
②経済的困窮を要因として発生している現象 の2種類があります



子どもの状況は見えるが
根本にある貧困が見えない情報

- 現象**
- 学力・体力調査結果
 - 生活状況調査結果
 - 日常の行動・衣服などの状況
 - 学校健診・乳幼児健診の結果
 - 虐待に関する通報・対応状況

家庭の困窮は推定できるが
子どもの状況が見えない情報

- 要因**
- 生活保護の受給状況
 - 児童扶養手当の受給状況
 - 保育料算定時の所得状況
 - 給食費の滞納状況
 - 就学援助の受給状況

子ども個人をキーに
名寄せすると...

見守りが必要な
子どもが見えてくる
(経済的困窮)

支援が必要な
子どもが見えてくる
(経済的困窮 + 子どもの変化)

支援を受けている子どもの
現況がわかる
(親の状況 + 子どもの状況)

支援を受けている子どもの
経年変化を追跡できる
(子どもの変化 + 集団の変化)

学年	学力調査	生活状況調査	学校健診	虐待通報	担任観察	生活保護	就学援助
小1	+5	±0	異常なし	なし	問題なし	非該当	受給
小2	+2	△5	異常なし	あり・経過観察	要観察	非該当	受給
小3	△8	△10	発育遅れ	あり・対応	問題あり	受給	受給
小4	△9	△8	発育遅れ	なし・経過観察	問題あり	受給	受給

3. 経験や勘に頼らないエビデンスに基づく教育施策展開

(3-2) 貧困の連鎖の解消のためのデータベース化（子ども成長見守りシステム）

子ども成長見守り室を置いたことにより、これまでなら出来なかったことが出来るようになった例や、現場での“小さな気づき”の情報が入ったり、これまで見過ごされていた支援が必要な子どもをシステムで客観的に見つけることができたケースの一例です。

乳幼児の情報を組織的に引継ぐ

(これまで)

子どもの発達の課題が保育所・幼稚園・早期療育などから学校に個別に引き継がれる



子ども成長見守りシステムで保有する乳幼児健診や母子保健事業の記録、成育歴の中での養育力リスクを学校に資料提供できるようになった。

支援の抜け・漏れを見つける

(これまで)

就学援助の受給資格があるにもかかわらず受給していない世帯があることは認識しつつ、なんらかの対応につなげなかった



子ども成長見守りシステムで、就学援助が受けられる経済状況にありながら受給していない世帯をチェック。「公的手続きが苦手な申請できていなかった」世帯を見つけ出し、子ども成長見守り室で申請を支援した。

※当該世帯は、他の公的手続きにも支援が必要だった。

学校の“気づき”に客観的データで応える

ケース

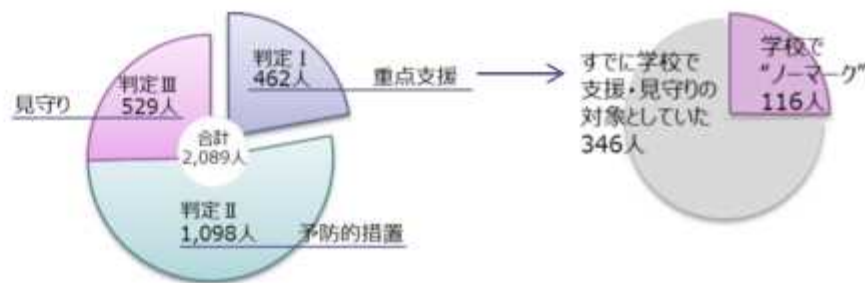
中学校から子ども成長見守り室に、不登校傾向の1年生、父子家庭の子どもについて相談あり。父親が入院し、生活に困窮しているもよう、生活相談につなぎたいとの主訴。



子ども成長見守りシステムで当該生徒を見たところ、過去3年間「重点支援」の状態であった。小学校での支援の記録がなかったため、出身小学校に問い合わせたところ、特に見守り等の対象とは認識しておらず、登校状況は良好で、特に目立つこともなかったとのこと。当該生徒の家庭については、生活困窮相談窓口につなぎ、生活保護受給に至った。中学校には、過去からの当該生徒のデータを提供し、学校での見守り・支援を指示した。

学校で“ノーマーク”の子どもを見つける

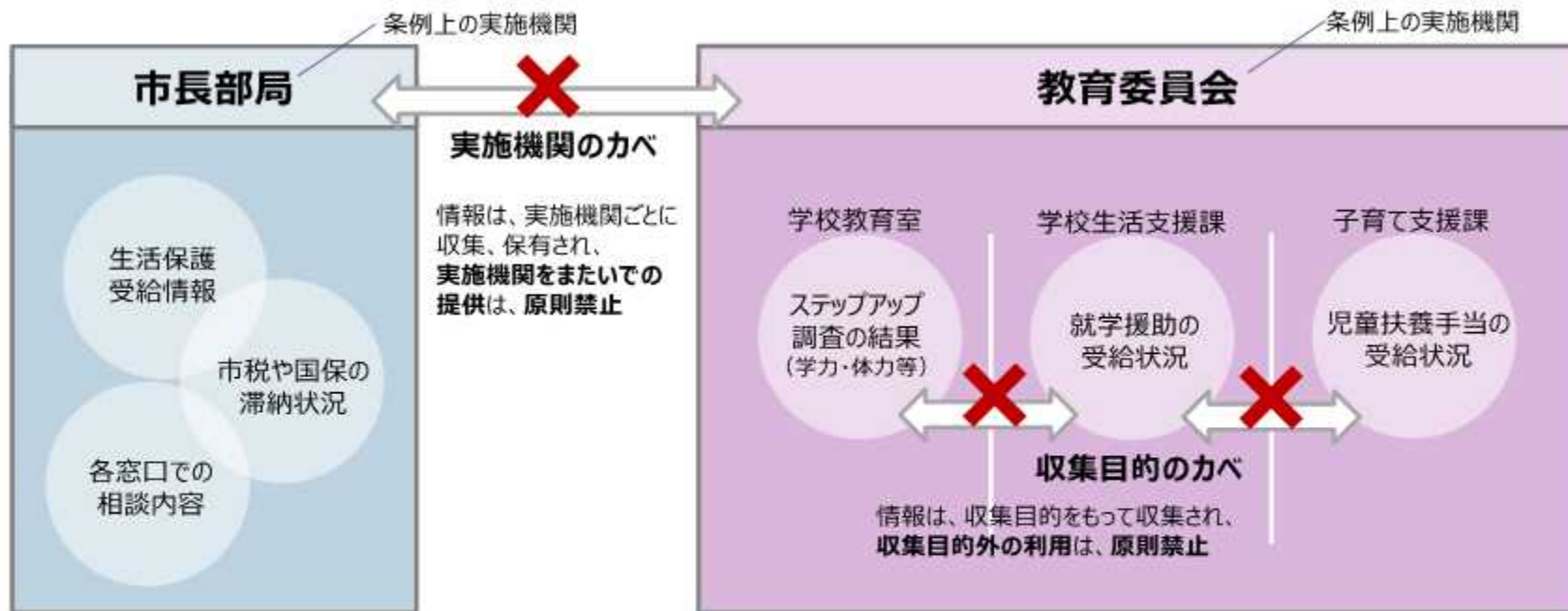
子ども成長見守りシステムでの、子どもの状態の総合判定によって「重点支援」の対象と判定された児童生徒のリストを学校に提供して支援状況を確認したところ、そのうちの25%の子どもが「見守りの対象でずらなかった」ことが判明した。



3. 経験や勘に頼らないエビデンスに基づく教育施策展開

(3-2) 貧困の連鎖の解消のためのデータベース化（子ども成長見守りシステム）

かつての箕面市では、市役所の中に個人に関する情報が分散して存在しており、市長部局と教育委員会の間で、あるいは、同じ教育委員会内でも課室をまたがるだけで、それらの情報は嚴重に秘匿され、利用されない状態でした。そこには、個人情報保護条例による「実施機関のカベ」と、「収集目的のカベ」の2つのカベがあったからです。



平成27年当時の箕面市個人情報保護条例の規定

第十条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集目的外の目的のために利用（以下「収集目的外利用」という。）し、又は当該実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

- 一 収集目的外利用又は外部提供をすることについて、本人の同意が有る場合
- 二 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合**
- 三 法令等に収集目的外利用又は外部提供できる旨の定めがある場合
- 四 …（以下略）

箕面市の個人情報保護条例には外部提供及び収集目的外利用の除外規定があったが、「明らかに本人の利益になる」かどうかの判断は難しく、また、個人情報保護制度への過剰な反応もあり、条例10条2号に該当するとして情報を提供する判断は実務上、されていなかった

4. 学校運営支援のために教育委員会が果たすべき役割

(4-1) 教員の仕事の軽減などの学校支援

学校が『ドクターしかいない総合病院』となってしまう状況の打破

教員の仕事の軽減のための支援

事務局に、各学校に共通する定型的な事務を集約して行う「**学校事務センター**」を設置

地域団体や保護者との連携による学校支援制度「**学校支援地域ネットワーク**」の導入

学校における新型コロナ対策のサポート（人的・物的支援）

I C T環境の拡充と活用

- ・タブレット端末、電子黒板、デジタル教科書の配備
- ・採点支援システムの導入
- ・「連絡帳」のシステム化

校務用グループウェア「**校務シェアボード**」の活用

児童生徒の安全性を最大限確保した上で給食配膳業務を軽減した「**低アレルギー献立給食**」の実施

外国人英語指導助手の配置、共通テキストの作成・研修の実施による英語活動のサポート

「**学校ボランティア**」や「**理科観察実験アシスタント**」による授業支援や部活動指導のサポート

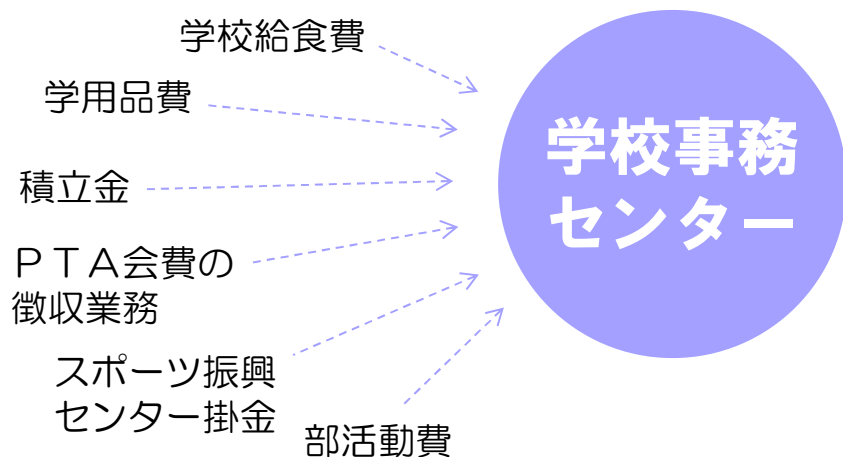
4. 学校運営支援のために教育委員会が果たすべき役割

(4-1) 教員の仕事の軽減などの学校支援

学校事務センターの業務内容

- 学校徴収金事務の集約（平成31年4月～）

特に学校負担の大きい学校徴収金業務の集約処理を開始。



- 学校財務事務の集約（令和2年4月～）

財務事務の業務効率化及び入札による公正な契約を図るため、学校に納品する物品の調達及び財務事務の集約処理を開始。

また、スケールメリットによる調達コストの圧縮を図るため、学校で使用する用紙・トイレ紙等については、入札による一括調達を実施。

小・中学校

全科目

契約

支払

備品登録

教育委員会事務局

一部科目のみ

契約

支払

備品登録

学校の備品・学校の修繕費

学校事務センターができたことによる効果

- 未納・滞納の対応がなくなった
- 従前教頭が行っていた事務仕事を事務職員に移管することができ、教頭が教育活動に関われる時間が増えた
- 予算支払業務が大幅に軽減された
- 教頭の時間外が減った
- 就学援助の振込業務が軽減された

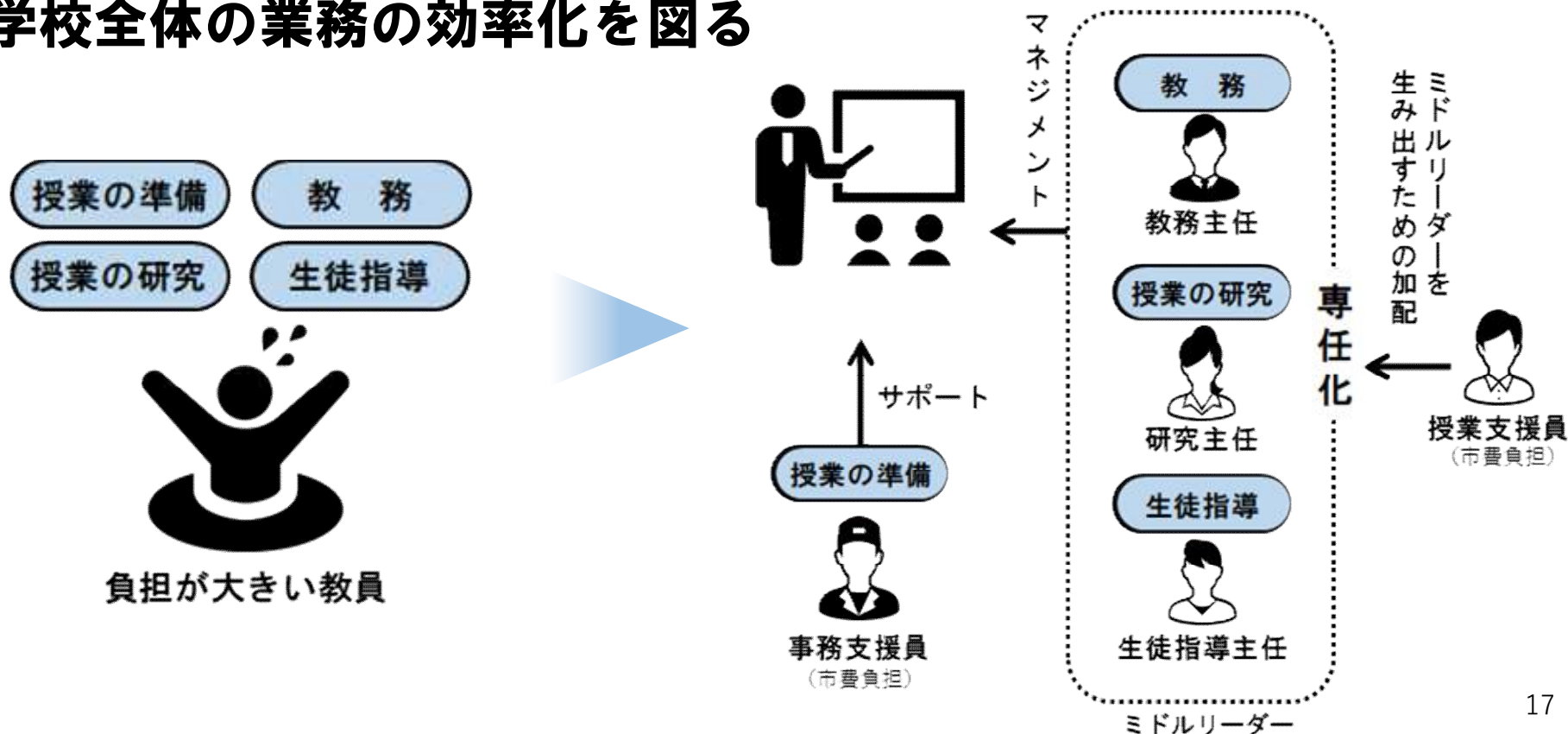
4. 学校運営支援のために教育委員会が果たすべき役割

(4-2) 学校の人事体制の改革（真に子どもたちのための学校体制づくり）

鍋ぶた組織の解消のためミドルリーダー等を配置

市内の小中学校7校に教員もしくは事務、またはその両方を加配することで授業を受け持たず学校全体の企画・運営に注力する**ミドルリーダー**を確立

……→ 学校全体の業務の効率化を図る



4. 学校運営支援のために教育委員会が果たすべき役割

(4-2) 学校の人事体制の改革（真に子どもたちのための学校体制づくり）

箕面市が建てた学校で、箕面市の子どもを育み続ける教職員集団を、箕面市の視点で採用した教員により形成

豊能地区教職員人事協議会の設置

- ・平成24年4月1日に大阪府から教職員の人事権の移譲を受ける
- ・豊能地区3市2町が設置した法定協議会
- ・政令指定都市以外では全国初となる市町による教員採用選考等

事務内容

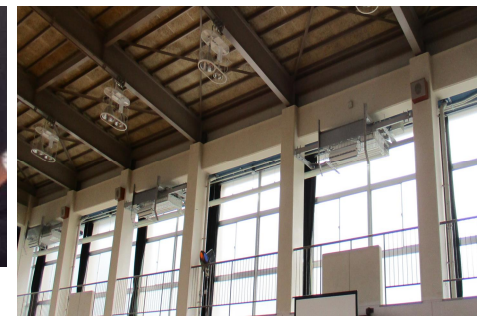
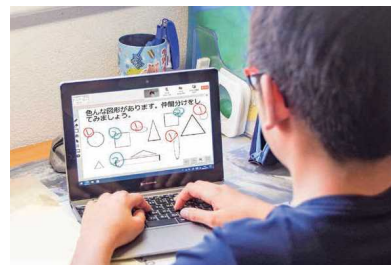
- ・教職員の採用のための選考に関する事務
- ・管理職等の任用に係る選考に関する事務
- ・人事交流に関する事務
- ・給与の算定に関する事務
- ・初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修に関する事務

5. そして、これらを実現するために～教育委員会と首長が成すべきこと～

(5-1) 「子育てしやすさ日本一」から「子育て・教育日本一のまちづくり」へ

教育環境整備などへの大胆な投資

- ICT環境の拡充（タブレット、電子黒板、デジタル教科書、高速大容量通信ネットワーク）
- すべての小中学校の体育館に空調設備を導入
- すべての小学校に3～5人、中学校に3～4人ずつ外国人英語指導助手を配置。幼稚園にも派遣。
- 「箕面子どもステップアップ調査」の継続実施と分析・活用
- 教員の授業力向上を担うスーパーティーチャー（教育専門監（市費））の配置



(5-2) 総合教育会議における共通認識の形成

活動の方向性の共有（教育大綱の進行管理）と予算の編成



ご清聴ありがとうございました



箕面市教育委員会